

東弁理事者となって

副会長 森田 太三 (34期)

主な担当業務
総会、常議員会、懲戒、綱紀、総務、
人権擁護、憲法問題対策センター、
非弁取締・非弁提携弁護士取締



変わった生活

東弁副会長となって3ヶ月が過ぎました。紛争事件解決に日々を送っていたこれまでと違い、弁護士会の会務と毎日向き合うことになりました。4月の裁判所、検察庁、司法研修所、法テラス等の各庁挨拶回りや東弁職員との懇談・懇親会が無事終わり、5月に入って委員会が本格的に動き出すと、東弁だけでなく東京三会の各種協議会も加わり、一気に忙しくなります。5月末の定期総会を終えて、その後は会務活動全開へとまりました。おおむね朝9時過ぎには役員室に行き、夜7時頃まで会務をこなし、その朝、夕の前後に事務所に出して事件のフォローをするという毎日です。

それにしても、会務の情報量の多さには驚きます。毎日の法律関連新聞記事のコピーが配られ、各委員会の議事録、他会の会長声明や会冊子、財務支出承認、綱紀関連情報等の稟議・決裁書類が次々と回ってきます。

会務情報にどっぷりと浸かっていると、弁護士会の果たしている大きな役割に改めて気づかされます。とくに委員会の活動は特筆すべきものであり、弁護士会活力のエネルギーの源でしょう。私の担当は、人権擁護、憲法問題対策センター、非弁取締・非弁提携弁護士取締、拘禁施設調査などですが、委員会を支える会員の献身的な取り組みに頭が下がります。

裁判員制度、弁護士人口問題は

日々の新聞記事に目を通すと、裁判員関連の記事がとみに多く目に付くようになりました。来年5月の

実施を控えてマスコミ各紙も特集を組んで多面的な情報を掲載するようになっていきます。裁判所や検察庁との協議会などの情報にも接してみると、この制度は法曹界にも社会にも大きな意識変革を迫っています。精密司法から核心司法への転換といわれていますが、これまでの精密司法に慣れてきた弁護士にも意識変革や業務変革をも迫っています。裁判員としての市民が主人公として参加できる制度を、言い換えれば専門家から見た市民への役割の期待だけでなく、職場や家庭からの参加手続きや裁判官との評議の手続きを、ハード面やソフト面の両方で、市民に過重な負担をかけない親切的な制度にどう作り上げてゆくかが大切だと思います。

本年度は、この裁判員制度や被疑者国選の拡大の課題に弁護士会がどう取り組んでゆくかが問われますが、それと密接に関連するものとして弁護士人口問題があります。これに関するマスコミの視線は弁護士会に厳しいものがありますが、過疎、偏在対策を解決して法の目を行き渡らせる5年、10年後のしっかりした青写真を弁護士会が提起することが何よりも必要だと思います。

10年後の弁護士社会は

激増する弁護士人口の中で、10年後の弁護士社会がどうなっていくのかまだ分からない点もあります。新進会員だけでなく会員それぞれが持ち場を切り開いてゆく努力と工夫が必要です。想像力を逞しくして弁護士会の将来像を作り上げてゆきましょう。